

登録事業者の正社員として働く

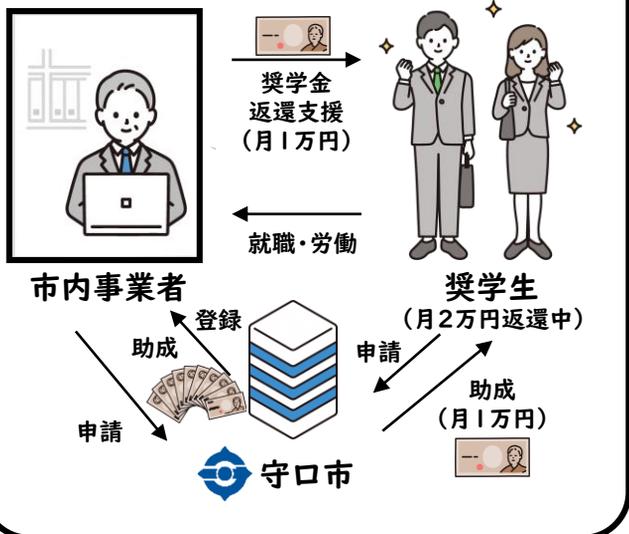
守口市奨学金返還助成事業

奨学金を返還中の市民対象

市内中小事業者と連携して

奨学金の返還を支援!

事業スキーム (返還額2万円が事業者支援が1万円の場合)



最大120万円
(1万円×120月の場合)

奨学金返還支援制度とは💡

事業者が奨学金の貸与を受けていた従業員に対して、奨学金返還額の全部又は一部を支援する制度で

- ①、②のいずれかのもの
- ①奨学金返還手当制度
手当等として給与に上乗せして支給する制度
- ②奨学金代理返還制度
従業員に代わり貸与機関に直接送金する制度



△詳細はコチラ

交付対象者

- ① 奨学金返還支援事業者として登録済の事業者(登録事業者)の正社員
- ② 40歳未満の守口市民
- ③ 登録事業者から奨学金返還支援を受けている人 ほか

交付対象月

- ① 交付対象者が40歳未満で、登録事業者の正社員である月
- ② 登録事業者から奨学金返還支援制度の支援を受けている月
- ③ 交付対象者が奨学金返還を行っている月

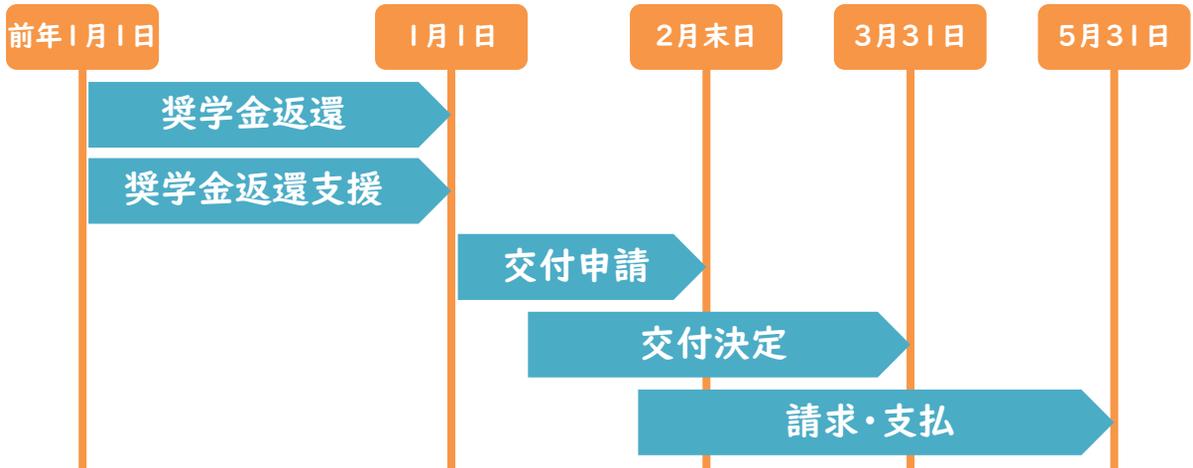
助成内容

申請期間 毎年1月1日～2月末日
 助成対象 申請日の前年の1月～12月分の奨学金返還額
 助成額 登録事業者支援額と本人負担額の少ない方の額(上限1万円/月)
 助成期間 最大120月分を助成

助成金交付額 シミュレーション	計算額1万円未満(助成額は部分)			計算額1万円超 ①-②&③
	①-②<③	①-②=③	③<①-②	
①要返還額	15,000円	15,000円	15,000円	35,000円
②事業者支援額	10,000円	7,500円	5,000円	15,000円
③市助成額	5,000円	7,500円	5,000円	10,000円
実質本人負担(①-②-③)	0円	0円	5,000円	10,000円

申請手続

(1) 申請期間 1月1日 ~ 2月末日



(2) 申請方法

オンライン申請又は窓口・郵送申請(郵送の場合は、申請期限の消印有効)

(3) 提出書類

- ① 守口市奨学金返還助成金申請書
- ② 登録事業者の正社員であることがわかる書類
(雇用契約書又は労働条件通知書の写しなど)
- ③ 奨学金返還支援制度により支援を受けた月とその額がわかる書類
(給与明細の写し・代理返還があった旨の通知の写しなど)
- ④ 申請者本人が奨学金返還を行っていることがわかる書類
(貸与機関が発行する入金一覧表と返還内訳書など)

※ ②・③については、就労証明書の提出など、登録事業者が発行する書類で代替可能です。

(4) ④の書類の取得方法

① 日本学生支援機構の場合

奨学金返還相談センターに電話で次の書類を依頼してください。

- ・入金一覧表
- ・返還内訳書

TEL:0570-666-301 (平日 8:30~20:00 年末年始を除く。)

② 大阪府育英会の場合

返還収納課に電話で、奨学金の明細の請求と個人情報開示請求を行ってください。

→理由欄:「守口市の助成金申請に必要」

個人情報の内容欄:「〇年1月1日~12月31日の入金履歴(引き落とし口座情報含む。)」

TEL:06-6357-6273 (平日 9:00~17:30 年末年始を除く。)

③ その他の奨学金の場合

貸与機関に連絡し、奨学金の返還計画(貸与額、返還月額等)がわかるもの、

対象期間の奨学金の返還履歴(引き落とし口座情報含む。)がわかるものを準備ください。